2018年4月23日
第1609号（週刊）

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp

「税金が高すぎて払えない…」と困っていませんか？

「払えない」と放置は絶対ダメ！「換価の猶予」などを活用しよう！

「払えない」と放置せずに民商に相談を！

確定申告が終わり1ヶ月経過しました。申告書の提出は終わったけれど、「税金が高すぎて払えない」と困っていませんか？

「とても払えない」とついつい放置してしまいたくなるかもしれませんが、これは絶対にしてはいけません！　放置すれば財産の差し押さえなど滞納処分を受ける可能性もあります。春日井民商まで連絡をして、分納の相談に行きましょう。

春日井民商では、支部ごとに相談をして、無理のない納付ができるよう、話し合いに行くようすすめています。いくらなら払えるのかをよく考えて話し合いに行きましょう。

申請による換価の猶予制度を活用しよう

売上減少などの理由で国税納付が困難なときに認められる換価の猶予は、従来は税務署長の職権によるものだけでしたが、平成27年度から納税者の申請による換価の猶予制度が創設されています。

申請には、申請書の記入以外に「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が１００万円を超える場合は「財産目録」および「収支の明細書」）の提出も必要で、納付計画に記入した金額しか払えない根拠を具体的に示す必要があります。

書き方がわからないという方は、春日井民商で書き方をアドバイスしますので、民商までご相談ください。

換価の猶予申請が認められれば、延滞税が軽減されるなどのメリットもあります。制度を活用して、換価の猶予を税務署に認めさせましょう。

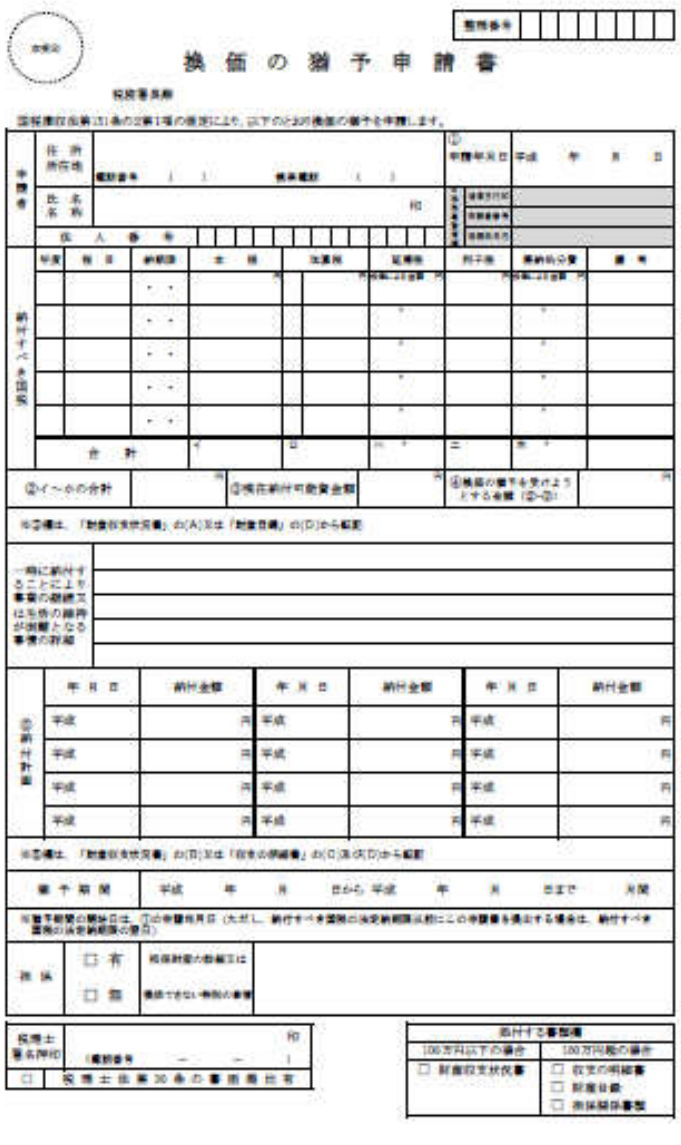
換価の猶予申請書

働くものの祭典・メーデーに行こう！

5月1日(火)に、春見公園にて第89回メーデーが開催されます。春日井民商では、今年も焼きそばとビールの屋台を出しますので、ぜひ参加ください！

と　き：５月１日（火）
１０時～

ところ：春日井市春見公園

毎月１５日までの会費納入にご協力をお願いします。　会計　山崎孝亀